

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例の一部改正について

1 改正の理由

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)による青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)の廃止により、同法に基づく就農支援資金貸付事業が廃止されるとともに廃止に伴う経過措置が設けられたことに伴い、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例(平成23年滋賀県条例第11号)の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要(新旧対照表参照)

- (1) 就農支援資金貸付事業の根拠規定を改める。(第1条関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第18条第1項の規定に基づく就農支援資金貸付事業および農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計を設置する。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第1項および第3項の規定によりなお従前の例によることとされる就農支援資金貸付事業および農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計を設置する。</p> <p>以下省略</p>